

北名古屋市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第12項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和7年4月9日

北名古屋市監査委員 吉野修進

北名古屋市監査委員 井上一男

7 北 保 第 1 7 号  
令和 7 年 3 月 2 7 日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様  
北名古屋市監査委員 井 上 一 男 様

北名古屋市長 太 田 考 則  
(公 印 省 略)

財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和 7 年 3 月 7 日付け 7 北監第 1 0 号で財政援助団体等監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

## 1 【監査委員意見】

### <はな保育室にしはる駅前及びとくしげ駅前>

当該財政的援助に係る不適切な出納は認められなかったが、各事業ごとの支出の内訳を明確に区分し整理する方法について検討されたい。

### <所管課：保育課>

ア 委託対象事業を明確にするため、対象事業の名称設定を適切に行い、事業委託に係る各事務手続において統一された運用となるよう留意されたい。

イ 委託料の積算にあたっては、対象事業の実施状況や受託者が事業実施に要する経費等を適切に把握し、実態に応じた額で実施されるよう精査されたい。

## 2 【措置状況】

### <はな保育室にしはる駅前及びとくしげ駅前>

指摘事項については、支出の内訳を整理し、指示があった場合には提出できるよう指導しました。

### <所管課：保育課>

ア 事業委託の名称を見直し、事務手続において統一された運用となるように努めます。

イ 実態に応じた額で契約、実施できるよう経費の把握に努めます。